

平成 30 年（ワ）第 164 号等 国家賠償請求事件

原告 片倉一美 外 32 名

被告 国

## 証 拠 説 明 書 （甲 2 1 ～ 2 8 号証）

2 0 2 0 （令和 2）年 7 月 1 7 日

水戸地方裁判所 民事第 1 部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 坂 本 博 之  
同 弁護士 大 木 一 俊  
同 弁護士 只 野 靖  
外

| 甲号証   | 標 目（原・写の別）                  | 写し | 作成年月日                  | 作成者                 |
|---|-----------------------------|----|------------------------|---------------------|
| 2 1   | 平成 1 5 年度若宮戸地先築堤設計業務報告書     |    | 2 0 0 4 年<br>3 月       | サンコーコンサル<br>タント株式会社 |
|   | 立 証 趣 旨                     |    |                        |                     |
| <p>本書証は、国土交通省関東地方整備局が、茨城県結城郡石下町若宮戸地先における鬼怒川左岸 2 4 . 5 0 ～ 2 6 . 0 0 km の 1 3 5 0 m の築堤詳細設計を行うことを目的として、サンコーコンサルタント(株)に委託発注した報告書の一部である。同報告書の別の部分は甲 4 号証として提出済みである。本報告書では砂丘林とは別に築堤する第 1 案と砂丘林を生かして築堤する第 2 案について設計が行われている。第 2 案は堤体盛土量が第 1 案の約 1/5 で、はるかに経済的で、早期の実施が可能であったことが明らかになっていたにもかかわらず、被告はその後、この報告書を顧みることはなかった。</p> |                             |    |                        |                     |
| 甲号証   | 標 目（原・写の別）                  | 写し | 作成年月日                  | 作成者                 |
|   | 鬼怒川の氾濫で太陽光設備が浸水、建設時の工事に問題視も |    | 2 0 1 5 年<br>9 月 1 3 日 | 日経クロステック            |

|   |   |    |               |                |
|---|---|----|---------------|----------------|
| 2 2   | 立 証 趣 旨   |    |               |                |
|   | <p>本書証は、2015年9月水害直後の若宮戸地区における土嚢の状態を写真で示すものである。土嚢自体は重量があるので流出はしないものの、洪水の力で変形し、平たくなっており、元の筒状の形をとどめておらず、洪水の流入を抑制する機能がほとんど失われている。</p> |    |               |                |
| 甲号証   | 標 目 (原・写の別)   | 写し | 作成年月日         | 作成者            |
| 2 3   | 耐候性大型土のう積層工法 設計・施工マニュアル   |    | 2012年<br>3月   | 一般財団法人土木研究センター |
|   | 立 証 趣 旨   |    |               |                |
| <p>本書証は、大型土嚢の積載において洪水時の流速の早い箇所では結束ベルト等を用いて土嚢の一体化をする必要があることを規定しているマニュアルである。被告はこのマニュアルを無視して、土嚢をただ積むだけというきわめて安易な措置しか行わなかった。</p>  |   |    |               |                |
| 甲号証   | 標 目 (原・写の別)   | 写し | 作成年月日         | 作成者            |
| 2 4   | 国土交通省の文書回答  |    | 2016年<br>6月1日 | 国土交通省          |
|   | 立 証 趣 旨   |    |               |                |
| <p>本書証は、上三坂地区の堤防について国会議員を通しての被災者住民の文書質問に対し、国土交通省が、「最終的に決壊に至った区間約200mのうち、堤防天端幅が最も狭いところは約4m程度でした。」と回答したことを示すものである。</p>  |   |    |               |                |
| 甲号証   | 標 目 (原・写の別)   | 写し | 作成年月日         | 作成者            |
| 2 5   | 治水地形分類図   |    | 不明            | 国土交通省国土地理院     |
|   | 立 証 趣 旨   |    |               |                |
| <p>本書証は、国土地理院地図（電子国土web）として公開されている治水地形分類図の鬼怒川下流部の部分である。鬼怒川左岸27k～11kは、背後地が縦長で地盤高が少しずつ低下していくお盆状の後背湿地となっており、区間内上流において堤防決壊等による外水の流入があると、その流入水は下流域にも及んで浸水被害が生じることを示している。</p> |   |    |               |                |

| 甲号証 | 標 目 (原・写の別)  | 写し | 作成年月日         | 作成者                   |
|-----|--|----|---------------|-----------------------|
| 26  | 防災基礎講座：地域災害環境編   |    | 2017年<br>12月  | 国立研究開発法人<br>防災科学技術研究所 |
|     | 立 証 趣 旨  |    |               |                       |
|     | <p>本書証は、『防災基礎講座：地域災害環境編』の「35. 鬼怒川下流域一天井川河川が並走する細長い台地間低地」に示されている鬼怒川下流域の地形である。</p> <p>鬼怒川下流部の鬼怒川と小貝川に挟まれた地域は、上流側から下流側へと細長い凹み状の低地の地形（谷底平野）となっていて、閉ざされた袋状の低地となっており、氾濫水が滞留しやすい地形であることを示している。</p>  |    |               |                       |
| 甲号証 | 標 目 (原・写の別)  | 写し | 作成年月日         | 作成者                   |
| 27  | H26 鬼怒川浸水想定区域検討業務<br>報告書   |    | 2015年<br>3月   | 株式会社建設技術研<br>究所       |
|     | 立 証 趣 旨  |    |               |                       |
|     | <p>本書証は、2015年水害前の鬼怒川のハザードマップの作成に使われた報告書で、氾濫地域が最大になる破堤地点を選んで浸水想定区域を計算したことが記されている。</p> <p>その視点で選ばれた破堤地点が、2015年洪水の破堤地点21kmに近い22km地点で、そこで破堤すると、氾濫水が鬼怒川左岸に大きく広がっていくことが示されている。すなわち、2015年9月の鬼怒川水害の破堤地点の近辺は、破堤すれば、常総市の氾濫域が最大となることを国土交通省が予見していたところであった。</p> |    |               |                       |
| 甲号証 | 標 目 (原・写の別)  | 写し | 作成年月日         | 作成者                   |
| 28  | 危険水位及び氾濫危険水位の設定要<br>領  |    | 平成26年<br>4月以降 | 国土交通省                 |
|     | 立 証 趣 旨  |    |               |                       |
|     | <p>本書証は、氾濫危険水位が、越水または溢水が始まる発生するまでの間に、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位であって、計画高水位よりかなり低めに設定されていることを示すものである。</p>   |    |               |                       |